

教 職 第 2087 号  
令和元年（2019年）12月27日

各 道 立 学 校 長  
各市町村教育委員会教育長 様  
(札幌市教育委員会教育長を除く。)

北海道教育庁教職員局長

教職員の勤務時間の適正な管理（把握・記録）について（通知）

公立学校の教職員は、原則として労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）が適用されており、勤務時間管理は、労働法制上、校長や服務監督権者である教育委員会（以下「校長及び教育委員会」という。）に求められる責務であり、平成31年の労働安全衛生法の改正により、その責務が改めて明確化されたところです。

この勤務時間管理については、厚生労働省において「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（平成29年1月）が示され、使用者（校長及び教育委員会）は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録することとされています。

また、勤務時間管理の方法について、文部科学省において「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（平成31年1月）及び同ガイドラインの運用に係るQ&Aが示され、タイムカード、PC等の電子計算機の使用時間の記録、事業者の現認（毎日の全職員の出勤及び退勤を現認し記録すること）等の客観的な記録により、出退勤時刻の記録等を把握しなければならないこととされています。

なお、自己申告による把握は、出張等でやむを得ず客観的な方法により把握し難い場合に限ることとされています。

こうした中、文部科学省が実施した「令和元年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」において、客観的な方法により在校等時間を把握していると回答した教育委員会の割合が依然として低い状況にあったことから、文部科学省では、来年度の教職員の加配の配分やスクール・サポート・スタッフ等の外部人材の補助金交付の際に客観的な方法による勤務時間の把握を前提条件にすること等を通じて、各教育委員会の取組を促すこととしています。

こうしたことから、道教委としても、今後は様々な調査等の機会に勤務時間の記録の提出をお願いすることになりますので、引き続き、法令に基づく適正な勤務時間管理に努めてください。

〔 教職員課サービス制度グループ  
教職員課働き方改革グループ 〕